

番号制度の導入に向けた富士通グループの取り組み

Fujitsu Group's Activities for Introduction of Social Security and Tax Number System

● 中村 均 ● 水野成典

あらまし

2013年5月に成立した社会保障・税番号関連法に基づいて導入される番号制度は、行政機関などが保有する個人・団体の情報が、同一人物・団体の情報であることを特定する基盤を整備するものである。番号制度の導入に向け、国は法成立前から地方公共団体での影響を調査し、成立後も各種指針などの提供や主務省令案の提示、各種説明会の実施など、準備作業を推進している。それを受けた多くの地方公共団体では、影響する事務などを把握しながら、制度導入に向けた検討体制を整備し、各種の課題に対する解決策を検討している。富士通グループでは、法成立以前から、番号制度に関わる各種情報収集や調査研究を行ってきた。

本稿では、番号制度導入に向けた富士通グループの取り組み、および地方公共団体における情報システムの構築・改修の安全かつ確実な実現に向けた各種支援について述べる。

Abstract

The number system to be introduced based on the Social Security and Tax Number Law that was approved in May 2013 is intended for developing the infrastructure for identifying personal and organizational information owned by administrative organs with the information of the same persons and organizations. For the introduction of the Social Security and Tax Numbers, the national government has been studying its impact on local governments since before the approval of the law and, after the approval, making preparations including the provision of various guidelines, presentation of drafts of ordinances of the competent ministries and holding of briefing sessions. In response, many local governments are developing a study framework for the introduction of the system while grasping the duties to be affected and studying solutions to various issues. The Fujitsu Group has been engaged in the gathering of various types of information and investigative research related to the Social Security and Tax Numbers since before the approval of the law. This paper describes the Fujitsu Group's activities for the introduction of the Social Security and Tax Numbers and various types of support for safe and secure realization of the construction and improvement of information systems in local governments.

ま え が き

少子高齢化の進行や人口減少、社会資本の老朽化など、地方公共団体が直面する課題は多い。各種の制度改革とともに、地方公共団体では様々な取組みが行われている。

富士通グループでは、地方公共団体のパートナーとして、ICTに関わるサービスを通じ、各種課題の解決を支援してきている。クラウド化などの新たなICTインフラへの対応や、ノンカスタマイズ方式のパッケージ適用、既存アプリケーションを生かしたモダナイゼーションなど、新たに要求されるアプリケーション構築技術にも対応してきた。

地方公共団体の課題解決に向け、各行政機関が保有する個人情報を同一人物の情報と特定できる基盤も必要になる。2013年5月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）」、およびその関連法により導入される「社会保障・税番号制度（以下、番号制度）」は、その基盤を整備するものである。個人番号（マイナンバー）・法人番号を付番することで、各行政機関が保有する個人・団体の情報を、同一人物・団体のものと特定しやすくする基盤を作るものであり、関連する機関を結ぶネットワークや各行政機関などの情報システムでの利用が前提となっている。

本稿では、この番号制度の導入に向けた地方公共団体の取組みの状況を示し、それに対応する富士通グループの取組みを紹介する。

番号制度の概要

内閣官房社会保障改革担当室「マイナンバー広報資料」⁽¹⁾によれば、制度導入の目的は以下のとおりである。

(1) 公平・公正な社会の実現

所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができる。

(2) 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減される。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービス

のお知らせを受け取ったりできる。

(3) 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになる。

個人番号は、取扱い方などに様々な制限が加えられている。これは個人番号の導入について国家管理の強化や個人情報の漏えい、なりすまし犯罪の発生が懸念されたためであり、番号法ではそれに対して以下のような制度・システムの両面の安全措置を採っているためである。

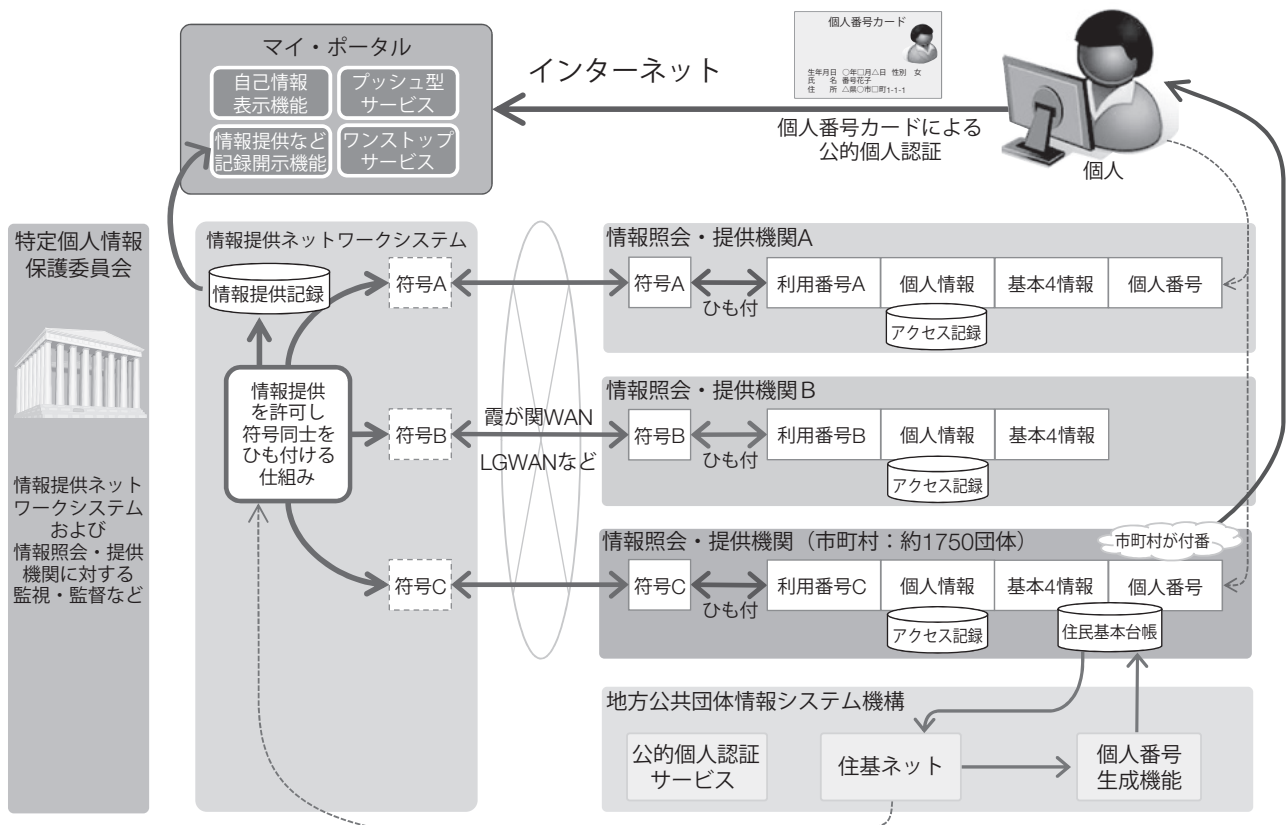
・制度面の安全措置

個人番号の利用範囲・情報連携範囲を番号法で定める別表の事務などに限定することや、個人番号のみでの本人確認の禁止、個人情報保護についての罰則の強化などがある。個人番号、および後述する符号を含んだ個人情報（これを番号法で特定個人情報と定義）を保護する仕組みを評価する特定個人情報保護評価（PIA：Privacy Impact Assessment）の実施の義務付けも制度面の安全措置に当たる。また、特定個人情報の適正な取扱いを確保する目的での特定個人情報保護委員会の設置も同様である。

・システム面の安全措置

個人情報を一元管理しないことをはじめとした様々な対策が採られている。関連する機関間で個人情報を連携するには、新たに整備される情報提供ネットワークシステムを介して行うこととなっている。内閣官房社会保障改革担当室が「番号制度の概要」⁽²⁾で示している情報連携のイメージを図-1に示す。

情報提供ネットワークシステムと情報照会・提供機関の間で受渡しされるデータは、個人番号を組織ごとに暗号化された符号を利用することで個人情報の漏えいの防止などセキュリティの強化を図っている。また、希望者に交付される個人番号カードを使った個人情報のアクセス記録を自身で確認できる情報提供など記録開示システム（いわゆるマイ・ポータル）の整備も安全措置を配慮した施策である。マイ・ポータルは、年金などを含む自身の特定個人情報の確認など住民へのプッシュ型の行政サービスを提供するツールとしても検討が進められている。



LGWAN : Local Government Wide Area Network

内閣官房「番号制度における情報連携の概要」を基に作成

図-1 情報連携のイメージ

法人番号は、国税庁長官が指定し、商号や名称・本店また主たる事務所の所在地・法人番号住所を公表することとされ、細かな規定はされていない。

番号制度の導入は、制度面・システム面での新たな仕組みの導入や既存の仕組みの変更などを行いながら進めていくことになる。2015年10月の個人番号・法人番号の付番・通知、および2016年1月の利用開始に向け、関連する団体で準備が進められている。

番号制度は、民間活用も含めた利用の拡大も予定されている。2014年5月に開催された「IT総合戦略本部 マイナンバー等分科会第5回会合」⁽³⁾において、個人番号の利用拡大の中間とりまとめが行われており、その内容を受け、「世界最先端IT国家創造宣言」⁽⁴⁾が改定され、「工程表」にもこのロードマップ案が明記された。

国・地方公共団体の取組み

● 国の動き

番号制度の導入に向け、制度概要の広報、情報

提供ネットワークシステムなど必要なシステムの整備、関連する政省令などの公布を進めている。

(1) 制度概要の広報

インターネットなどを通じた国民や関連機関への概要説明、FAQの公開などが行われている。特に地方公共団体に向けては、番号制度の導入に関わる事務・システムへの影響などを調査・研究し、その結果を受けた導入ガイドラインを2013年8月に配布している。また、新たな取組みとなるPIAについても、2014年1月に設置された特定個人情報保護委員会から、指針およびその解説が同年4月に公表され、具体的な準備事項・留意点などが明らかにされてきている。

(2) システムの整備

中間サーバー^(注)やソフトウェアなど関連するシステムの調達、設計などを進めている。

(3) 関連する政省令などの公布

番号整備法による法改正に続き、住民基本台帳

(注) 地方公共団体が情報提供ネットワークシステムと接続するためのサーバ。

法や公的個人認証法の改正、政令の公布などが行われている。また、個人番号を取り扱う事務手続の詳細を定めることになる主務省令についても、順次パブリックコメントが出されている。

● 地方公共団体の対応

国の準備状況を踏まえ、地方公共団体でも番号制度の導入準備が行われているが、余裕を持ったものとは言い難い状況にある。これは、調査・分析をはじめとする準備作業に必要な予算措置がされていなかったことや、当初主管部門が存在しなかったこと、国からの予算支援措置や主務省令をはじめとする詳細な情報提供の遅れが大きな理由と考えられる。

2013年8月に国から示されたガイドラインでは、同年度中に主管部門の設置・影響度調査の実施が求められた。それを受け、番号制度に関わる主管部門を設定し、別表の事務を実施している部署などの調査を始めた団体もあるが、2014年度に入ってから着手した団体も多い。

地方公共団体の番号制度の導入は、税や福祉などの多くの部門の事務に影響するため、番号制度に関わる主管部門だけで進められるものではない。関係する部門を集めたプロジェクトを編成し、それぞれのプロジェクトの検討状況を番号制度に関わる主管部門が事務局として把握し、進めること

が一般的な方法である。制度導入に向けた推進体制のイメージを図-2に示す。

事務局の役割には、各プロジェクトに対し、検討課題の設定とその課題の進捗管理のほかに、プロジェクト間で共通の課題の整理と解決策のとりまとめなどがある。プロジェクト間で利害が一致しない課題を調整する必要もあり、知見を持った第三者の支援が必要となる場合も多いと想定している。

番号制度導入に向けた課題

地方公共団体の、番号制度導入に当たっての課題を挙げる。

(1) 導入目的・目標の明確化

番号制度の安全な導入に向け、まずは一步目の「他団体との情報連携機能の実現」を目標にする団体も多い。一方で「住民サービスの向上」や「行政運営の効率化」に向けた電子自治体の関連施策の中で、個人番号の活用方法を検討している団体もある。

制度導入に伴い、個人番号カードの多目的利用（例えば、コンビニ交付での活用や図書館などの公共施設利用）や、独自条例による様々な事業での個人番号の活用を検討している団体もある。このように、制度導入時にどこまでの個人番号の活用

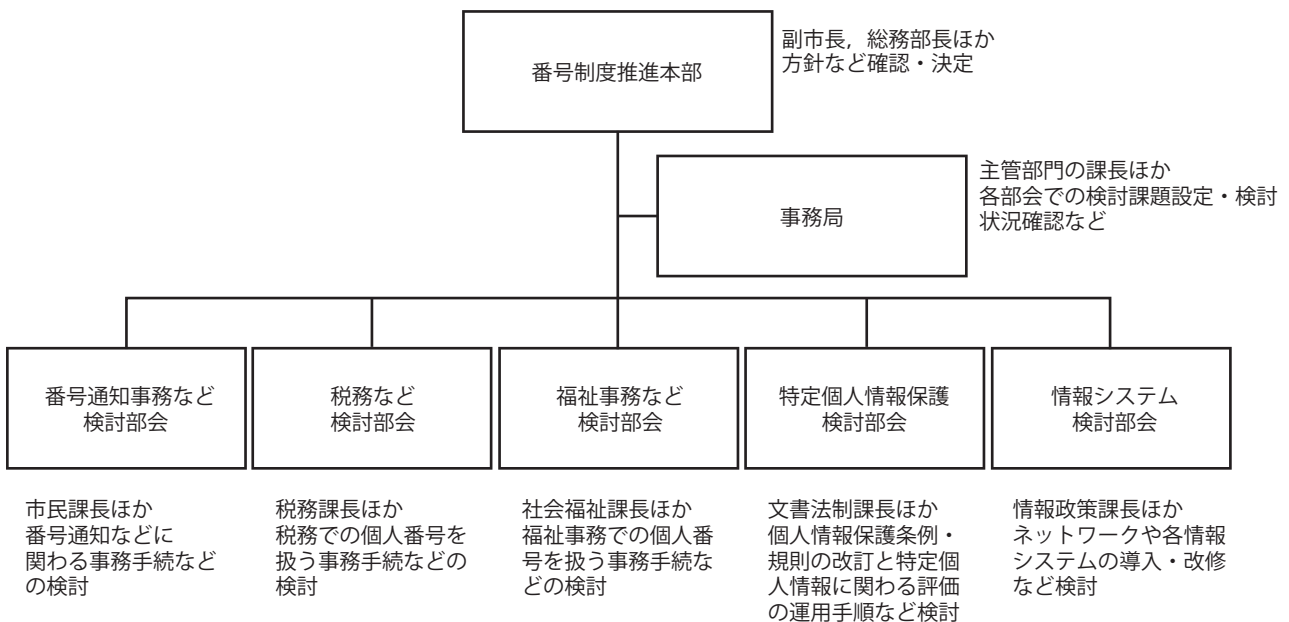


図-2 番号制度導入に向けた推進体制のイメージ

を目指すかによって、準備事項にも差が生じる。極力早期に、導入に関わる目標を明確化しておくことが必要になる。

この目標とともに、関連する申請での個人番号の提示など、手続きの変更について積極的な住民への広報活動も不可欠である。

(2) 条例・規則の見直し

導入目的・目標に応じて、条例による事務に個人番号を利用する場合、対応する条例の改正・制定が必要になる。

これまで住民基本台帳カードを発行していた住民については、番号制度の導入により個人番号カードに置き換える必要が生じることから、それに関連する条例の改正も必要になる。

特に、個人情報保護条例および規則は、特定個人情報の取扱いに向けた見直しが必要になる。地方公共団体内で個人番号を含んだ特定個人情報の業務をまたがった移転を行うのであれば、従来の個人情報の目的外利用に関わる事務手続などを見直し、条例を改正しなければならない。

他団体への個人情報の照会や提供に関わる規則も、別表の事務であれば、情報提供ネットワークシステムを通じた手順が変わるため、見直しが必要になる。

(3) 新事務・手続きの検討

番号制度の導入により、個人番号を取り扱う事務では申請書類の削減が期待されている。申請・受付する事務では、制度の導入に先立って、個人番号の入手方法、利活用する他部門・機関からの情報入手手順など、運用プロセスをまとめる必要がある。

また、従来なかった事務も発生する。団体内で管理する対象者の氏名・住所などの基本情報（以下、宛名情報）を一意に管理するための事務もその一つである。窓口で管理されていなかった対象者の申請を受け付けた際の処理手順は、従来の住民記録などとの突合に加えて、窓口部門での登録権限や符号取得手順などを整理・検討することが必要である。

そのほかに個人番号カードの交付、個人番号の変更に関わる手続きなども新たな事務として発生する。番号法第7条第2項では、個人番号の漏えいにより不正利用のおそれがあるとき、本人の申請

により、個人番号を変更できることとなっている。この申請を受け付け、変更を判断する部門や手続きも検討すべき点である。

(4) 新組織・役割の検討

上記(3)で挙げた新たな事務を実施するため、所管部門の設定の中では、宛名情報を所管する部門の決定が課題の一つとなる。団体内で宛名情報を一意に管理するには、現状各部門が個々に管理している情報を個人番号に紐づけるために整理・統合するだけでなく、定期的な棚卸などを行い、一人の情報を複数管理する事態を避ける手続きが必要になる。このような管理をどのように運営・維持していくかを検討することが必要になる。

また、特定個人情報の管理についても、情報提供ネットワークシステムと接続する中間サーバーには、各地方公共団体が情報提供すべき個人情報が置かれることになるが、税や福祉などの多数の部門にまたがるデータを格納することになるため、格納されているデータの異常に関わる問合せ窓口や、データのバックアップ・リカバリーなどの処理主体を、各情報を提供・参照する業務の所管部門とすることは困難と考える。

別表上の事務で情報提供の対象となっているが、システム化されていない情報を中間サーバー上に登録・修正するための機能が考えられている。システム上の安全措置から、その機能の利用主体を個々の業務管理部門とすることは困難な場合もあり、管理主体となる組織の設定が必要と想定される。

(5) 情報システムの改修

個人番号を取り扱えるようにするための業務システムの改修や、情報提供ネットワークシステムに接続するためのネットワークの構築や改修が必要になる。また、中間サーバーとの連携や団体内で宛名を統合管理するための機能を実現することも必要になる。各業務所管部門で情報システムを構築・運用している場合は、改修も部門ごとに実施することになる。ベンダーに改修を依頼するに当たって、標準的な中間サーバー・統合宛名管理システムとの連携が整理されていることが必要になる。

また、個人番号の入手・取扱いに関わるシステム改修要件も、特定個人情報に関わる安全措置として標準化が期待されるものである。このような

標準要件の整備と各業務所管部門のベンダーとの調整支援は、地方公共団体内のICTガバナンスの課題と考えられる。

PIAの実施

番号法により、個人番号を利用する行政機関などに義務付けられ実施されるPIAは、地方公共団体にとって新たな取組みである。特定個人情報保護委員会による「特定個人情報保護評価指針」⁽⁵⁾では、PIAは「特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護すること」を基本理念としている。作成する評価書は、各事務での特定個人情報の取扱いが、番号法の要求に沿って安全に実施されることを評価・確認するためのものである。これにより特定個人情報ファイルの概要を整理し、それに関わる事務・組織の観点から、リスク項目を洗い出し、それらに対処する安全管理方策を定義することを求めている。

評価書の作成は、特定個人情報ファイルに関わる各種の安全措置を記載することから、実際に特定個人情報ファイルを取り扱う業務の所管部門が実施すべきである。

実施に当たっては、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムでの特定個人情報の管理方法や安全措置に関わる機能を理解することと、従来の個人情報保護における安全管理方策との関係も整理が必要である。

なお、毎年、対象件数などの見直しや、5年に一度の再評価も必要とされるので定常的な作業となることに留意が必要である。

富士通グループの取組み

富士通グループでは、番号制度の導入準備が進む前から、国の調査研究事業への参画や、公表された資料の分析などにより、番号制度の内容を把握し、地方公共団体への影響などを整理している。それらの結果を基にパッケージの改版計画や新規パッケージの企画検討などを行っている。番号制度の導入に向けた地方公共団体をはじめとして国や民間を含めた課題の解決に向けた主な取組みを紹介する。

(1) 地方公共団体への情報の整理と提供

国などから未確定情報を含め、膨大な情報が提供されており、この情報を的確に整理して各団体に提供している。

各種研究会・検討会、フォーラムなどを通じ、番号制度の仕組みや影響範囲の説明、PIAの考え方や対応方法、団体内統合宛名の考え方や対応方法などを地方公共団体に情報提供している。

また、各地方公共団体の番号制度対応プロジェクトのメンバーや一般職員向けにスキルアップやレベルアップを目指した研修活動なども様々な形態で支援している。

(2) 制度導入に向けた影響度調査などの支援

個々の地方公共団体でのシステムや事務に対して、番号制度の導入による影響範囲の特定などの支援を実施している。また、特定した影響範囲をもとに、個々の地方公共団体内でのプロジェクト進行状況の管理、課題・対応方針の整理、各業務所管部門向けの各種標準資料の作成・提供などにより、PIAの実施を含めて番号制度の導入を推進する事務局の作業を支援する。

(3) ICTリソースの全体最適に向けた提案

情報提供ネットワークシステムとの接続は、LGWAN（Local Government Wide Area Network：総合行政ネットワーク）を介することになる。多くの自治体では、基幹系システムが接続するネットワークとは分離した情報系ネットワークを経由し、LGWANに接続する構成となっている。これらに対し、庁内ネットワークの最適化に向けたコンセプトを整備し、見直し・再構築を提案する。

(4) 各種ソリューションパッケージの提供

中間サーバーに接続する各種の業務システムの連携機能を集約し、電算化されていない業務で中間サーバーを利用するための機能を提供するとともに、団体内統合宛名管理、符号管理などの機能を有するMICJET 番号連携サーバを提供する。これにより、地方公共団体における番号制度対応に関わるシステム構築の負担軽減を図る。また、改修が必要となる業務システムパッケージの改版などにより、各地方公共団体が必要な情報システムの構築・改修の実現を支援する。更にパッケージシステムに関わるPIAの評価書項目記載案の提示や各業務所管部門の評価書作成を支援する。

(5) 各団体の情報システム構築・改修作業状況のチェック・指導

番号制度の導入は全国一斉に行われる。安全かつスケジュールに沿った稼働に向け、個々の顧客対応を行うSEの作業を標準化し、進捗状況を全国一律でチェックする。顧客対応を行うSEを、都道府県対応SE、政令指定都市対応SEなど、団体の特性に沿ったグループに分けることで、顧客の実情に沿った情報交換・対応方針の検討なども行う。

(6) 国が進めるプロジェクトへの参画

個人番号の付番・個人番号カードの発行などを含めた住民基本台帳ネットワークシステムに関わる改修や、情報提供ネットワークシステムの構築、総務省が進める中間サーバーの構築、法人番号の付番システムの構築などのプロジェクトに参画し、番号制度の施行に向けた作業を支援する。

(7) 国や行政機関などでの番号制度対応支援

個人番号を利用する行政機関となるハローワーク（厚労省）や法務省、年金機構などの国のシステムや、医療保険者である健康保険組合、関連する国保中央会などの各機関での番号対応を進めている。

(8) 人事・給与など民間も含めた番号制度対応の支援

各地方公共団体も含む給与支払いなどをする団体（税の特別徴収義務者など）は、番号関係事務実施者となる。職員・従業員の個人番号を管理するために、給与などのソリューションパッケージである地方公共団体など向けのIPKNOWLEDGE、民間向けのFUJITSU Enterprise Application GLOVIAなどの対応も行うことを予定している。

む す び

番号制度は、地方公共団体における行政事務上の基盤となる。国が想定する2017年7月の地方公共団体間の情報連携が実現された後も、多くの業務・システムで個人番号・法人番号を扱っていくこととなる。社会保障制度改革に関わる業務・システムも同様に番号制度を活用した効率的・効果的な業務を実現するためのソリューションが求められる。

富士通グループでは、安全かつ効果的な番号制度の導入を支援していくとともに、それを基盤とした新たな業務システムの提供に取り組んでいく。

参考文献

- (1) 内閣官房：マイナンバー広報資料・全体版。
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/kouhou_zentai.pdf
- (2) 内閣官房：番号制度の概要。
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/gaiyou_siryu.pdf
- (3) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）マイナンバー等分科会 第5回会合。
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number/dai5/gijisidai.html
- (4) IT総合戦略本部（第64回）「世界最先端IT国家創造宣言」及び同「工程表」改訂について。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai64/gijisidai.html>
- (5) 特定個人情報保護委員会：特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日）。
<http://www.cao.go.jp/bangouseido/ppc/pia/pdf/shishin.pdf>

著者紹介



中村 均（なかむら ひとし）

（株）富士通総研
第一コンサルティング本部公共事業部
所属
現在、公共分野での情報システム企画
などに従事。



水野成典（みずの なるふみ）

（株）富士通総研
第一コンサルティング本部公共事業部
所属
現在、地方公共団体での番号制度導入
支援に従事。